

「和泉音羽焼」について

はじめに

今回、本文にもあるように、貝塚寺内町遺跡の発掘調査において、貝塚市堀 3 丁目に所在すると考えられる在地陶器音羽焼に「和泉音羽焼」と刻印が捺されたものを発見した。

音羽焼は早くから注目され、美術系雑誌等には紹介されることが多かった。しかし、その実体については推定の域を出ず、また、その名称についても確定できるものではなかった。今回の発見により、その名称については「和泉音羽焼」であったことが実際の製品から確定でき、大きな前進であると考える。

この発見についてはマスコミにおいても取り上げられ、そのことが発端となり、実際の窯業に関わったとされる人物、酒井廣正氏等の関係者との連絡に成功し、これまで明確でなかった様々な事実が判明した。

今回はこれら事実を公表し、先行研究について整理を行う。また、これら陶器が多量に出土した堀新遺跡等、現状にて報告している貝塚市内出土資料を用い、器種等の再整理を行う。

1. 研究史の概要

和泉音羽焼の紹介には、嚆矢として塩田（1921）¹⁾がある。「又音羽焼というものあり。寛永 4 年 8 月、山城国京都五条通り酒井庄太郎なるもの、和泉国泉南郡堀新町に来たり、陶器製造を創め、夫れより明治 16 年 9 月、酒井廣正の廃業に至るまで、連綿継続せり」とある。「音羽焼」として近世前半に窯業が始まったとしているが、引用原典は示していない。次に安田（1941）²⁾では、「音羽屋焼」として紹介され、所在は泉南郡貝塚町、開窯年は天保 13 年（1842）としている。内容から見て塩田（1921）以外の資料を用いた可能性が考えられるが、これについても引用原典は示されていない。出口（1953）³⁾では「音羽焼」として塩田（1921）を引用している。貝塚市（1955）⁴⁾では「音羽屋焼」としながら、内容は塩田（1921）を引用している。

紹介内容の変化からすると、何らかの資料が 2 種存在したことが考えられるが、確実な文献等の資料とはできず、伝承等からの文章化とみる方が自然である。時代が下るにつれて混乱が生じていることからも明らかである。また、実際の製品や窯場の特定等、具体的な事実の確認はされていなかった。

近年の郷土史、地域史家の認識では、塩田（1921）を基本とし、地道な調査が続けられていた。平成 2 年、貝塚市堀 3 丁目（旧堀新町）において、南川孝司氏によって素焼陶器、窯壁、窯道具等が多量に散布する地点が発見され、塩田の紹介する旧堀新町に、伊賀・信楽焼系陶器若しくは京焼系陶器と呼ばれていた近世後半頃の陶器の灰原が存在することが確認された。その資料を基に、乾（1990）⁵⁾、南川他（1991）⁶⁾による具体的な資料紹介がなされ、これらが「音羽焼」として再認識されるに至った。

これら成果を基に、貝塚市教育委員会では南川氏発見の陶器等散布地を津田遺跡の一角に含め、

遺跡としての踏査を開始した。そんな折、平成4年、窯場推定地の北西約250mを測る地点において開発計画が持ち上がり、その確認調査において同様の陶器等が多量に出土した。その地点を堀新遺跡と命名、直ちに発掘調査を開始した。調査では直接窯業について示す資料は得られなかつたものの、その成果は周辺に窯の存在が考えられるものであった。

その後、平成5年11月に「貝塚・音羽焼の諸問題」と題するシンポジウムが開催された⁷⁾。各地出土同種陶器の比較・検討がされたが、資料的に十分でないことから問題点の指摘に留まった。

平成6年には堀新遺跡発掘調査概要報告⁸⁾を発行し、資料紹介では十分ではなかつた器種・窯道具等を報告し、一定の整理を行つた。また、市内遺跡での出土様相をまとめ、音羽焼の名称の問題・陶器としての技術系譜の問題等、更に資料調査が必要なことを指摘した。

2. 酒井氏について

貝塚寺内町遺跡出土の「和泉音羽焼」刻印入り陶器について、平成9年1月、マスコミによつて取り上げられたことを発端として、酒井廣正氏の関係者の方々がいらっしゃることが判明、お会いする機会を得た。断片的ではあるが、廣正氏等にかかわる直接資料を拝見し、酒井家に残る伝承を伺うことができた。

現在、酒井家には、内国勧業博覧会での賞状、メダル、過去帳が伝わるのみである。

酒井廣正氏は、安政5年（1858）9月17日、酒井幸助、氏子両氏の長男として堀新町に生まれた。廣正氏は後に家業として陶器製作を継いでいる。明治10年（1877）内国勧業博覧会に植木鉢各種を出品し、廣正氏宛に花紋褒賞を受けている。明治16年（1883）陶器製作を廃業、大阪に転居し薬店を始めたとされる。明治30年（1897）没している。享年38歳。転居の際にほとんどのものを処分したと伝える。

次に、尊父幸助氏であるが、貝塚市堀に所在する専念寺に廣正氏が建てられた墓石が存在することを今回発見した。それにはほぼ全面に「墓表」として幸助氏の業績が刻まれている。それによると、南郡堀新町に宅野與平の子として生まれ、幼名小三郎という。家業を継ぎ、様々な善行をなし、岸和田藩主岡部公に讃められた。陶芸を志し、和泉陶器の名をあげ、花盆花瓶を製造し、その細工巧みであり、明治10年東京での勧業博覧会に出展、花紋三等賞を受けた。明治12年（1879）53歳にて病没、堀村墓地の火葬場にて荼毘にふされた、とある。

この墓表を完全に証明する資料は存在しない。しかし、先のとおり、勧業博覧会出展は事実であり、酒井家に残る過去帳によると幸助氏は明治12年6月29日没となっているので、これは現状で最も信頼できる記録であることが考えられる。

没年と年齢（数え年として）から逆算すると、幸助氏は文政10年（1827）に生まれたこととなる。嘉永年間（1848～1854）、20歳代にて家督を継いでいる。この段階での家業は不明であるが、新たに陶器製作を開始した。過去帳によると「音羽屋幸助」とあり、屋号として音羽屋を名乗つていたようである。明治10年の勧業博覧会は賞状が廣正氏宛となっているので、この時は家業を廣正氏に譲り、作陶だけを行つていたと考えられる。

今回明らかとなつたことは一部であるが、陶器製作に至る基本的な流れについてはほぼ掴めた。

次ぎに、先に紹介した先行研究をこれら事実関係を基に整理する。

それぞれの先行研究が発表された段階では、貝塚市には酒井家は存在しない。そのため、確実な記録を原典として、これらが書かれた可能性は低い。しかし、廃業年、酒井廣正氏、音羽屋等の事実も含まれており、一部何らかの資料の引用は考えられるが、主に伝承によって書かれたものと断定できる。

次ぎに創業については、今回判明したように和泉音羽焼は幸助氏が創業したものであり、寛政4年に遡ることはできない。また、幸助氏と酒井庄太郎との関係は直接的ではない。したがって、現状では塩田（1921）にある創業に関する記載は和泉音羽焼に関係しないと言える。貝塚市内での和泉音羽焼の出土が19世紀に限られることからも言えよう⁹⁾。ただ1つ問題は、幸助氏の姓である。幸助氏は宅野家に生まれたにも関わらず、酒井姓を名乗っている。この姓への経緯は不明であり、寛政期には遡らないものの酒井某については実在の可能性を完全に否定できない¹⁰⁾。幸助氏による創業の年代は今回確定できないが、家督を継いだ嘉永年間以降あまり時代が隔たらない時期と考えるのが妥当であろう。

3. 市内出土資料の整理（図版47～51）

これらの陶器は非常に薄く作られているため、堀新遺跡、津田遺跡灰原の資料では器形を完全に把握できないものが多い。貝塚寺内における調査では、遺構内から出土した土瓶について接合復元できたものは幾つかあるが、他の器形については不明なものが多い。したがって、今後更に検討が必要であるが、これらが大量に出土した堀新遺跡¹¹⁾、貝塚寺内町遺跡¹²⁾を中心に現状をまとめ、今後の指標とするための仮分類としたい。

以下、器形毎に概要を示す。

- 鍋** 鍋は、片手（行平鍋）、両手が認められる。行平は外面にトビガンナを施すもの、施さないもの、そろばん玉状の鍋部のもの、鍋部の浅いもの4種が認められる。両手鍋は行平状の鍋部に、外面にトビガンナを施すもの、施さないものがある。また、丸い体部に口縁が開くもので、深いもの、浅いもの2種が認められる。口径、取手形態を分別するとさらに増加するが、基本としては8種が存在する。
- 土瓶** 土瓶は、外面上半にトビガンナを施すもの、沈線多条のもの、青土瓶、イッチン土瓶、山水土瓶、鉄釉土瓶、沈線多条に鉄絵を施すもの、手づくねのものがあり、基本としては8種である。最も多いものは、トビガンナ、沈線多条のものである。
- 片口** 片口は、内傾する口縁部、その直下に片口がつくものがほとんどであり、鉢状の直立した口縁部に指押さえによる片口をつけたものが少量認められる。
- 鉢** 鉢は小鉢が多い。直立した口縁部に外側に凸帯を巡らすもの大、小、直立した口縁部の端部を厚くする小鉢、外面下半にトビガンナを施す小鉢、外面に段を多用するもの、2重口縁の小鉢、腰折小鉢、手づくねのもの大、小がある。また、無高台の小鉢がある。現状では10種であるが、さらに増加する可能性が高い。
- 皿** 皿は、灯明皿と見られる櫛目の中皿が最も多く、他に口縁が内腕するもの、手づくね

のものがある。

湯飲み 湯飲みは、端反のものがほとんどであり、直立するものが少量認められる。

杯 杯は、ぐい飲み状のものがほとんどであり、体部が球体のものもあるがこちらは杯で無い可能性がある。

壺 壺は量的に少なく、口縁部が直立するもの1種である。

徳利 徳利も少なく、体部を数カ所凹まし、鉄釉をかけたもののみである。

油入れ 油入れは深い体部に把手と注ぎ口をつけたもの。

灯さん 灯さんは、小皿に内面に棧が付く。

灯明台 灯明台は小皿にタワー状の突起を付けたもの。

灯明 灯明は、油入れ状の器高が低いもので注ぎ口に切り込みを入れたもの、神酒徳利に近い形態で、口縁部に切り込みを入れたもの、2種がある。

仏飯器 仏飯器は体部が丸いものがある。

仏花器 仏花器は緑釉のもの、鉄釉のもの2種がある。

神酒徳利 神酒徳利は緑釉、鉄釉、白色釉3種がある。

植木鉢 植木鉢は体部から口縁部にかけて擂鉢状のものが存在するが、底部が不明なため確定できない。

おろし板 おろし板は板状のおろし部に、張り付けで側部が付く。おろし目は細かいもの、粗いものがある。

蓋類 蓋類は、土瓶、鍋のものが多数あり、それぞれ本体に合わせた文様がついている。その他に蓋物用のもの大、小、茶入れ用のもの等がある。本体が確認できないものもあり、今後の課題としたい。

トチン トチンは2種あり、生の砂粒の多い粘土を直接陶器に巻き付けるもの、カンナ削りにより整形したものがある。ほとんどが前者である。

サヤ サヤは変形したものが多く、直径、器高が明確ではないが、口縁部からの切り込みが長いもの、極浅いもの、器高が深く、切り込みが浅いもの最低3種が認められる。外面に、「丸に幸」の字の刻印を持つものがある。

棚板 棚板も破損しているものが多いが、幅14cm、長さ23.5cm、厚み4.2cmを測る。側面に「幸」「丸に幸」の字の刻印を持つものがある。

窯壁 窯壁も破損しているものが多い。厚さ9.5cmを測る。トチン同様の生粘土をモルタル状に使い積み上げた痕跡を持つ。棚板も窯壁として使用している。

ピンン 使用方法からみて多数存在するものと思われるが、取り上げが十分ではなく、確認できるものは少ない。直径約1.5cm、長さ約1cm、直径約1.7cm、長さ3cmを測るもの2種を確認している。量的には短いものが多い。

ピン型 ピン型は1点ある。幅約3cm、高さ約3cm、残存長11cmを測る。縦1列に整形穴が4つ残る。穴は直径約1.5cmを測る。製品と同様の精良な胎土も使った素焼きのものであ

る。ピンの短いものを作成したものである。

取手型 行平の取手型が1点ある。幅約5cmを測る。ピン型同様精良な胎土を使った素焼きのものである。

以上、大まかではあるが現時点での確認できる器形を分けた。基本的な分類でも多種にわたり、同器種内でも更に細分が可能であり、和泉音羽焼の特徴とし製作器種の多さが挙げられる。

4. 聞き取りでの問題点整理

貝塚寺内町遺跡については、願泉寺御庭焼に関わるものとの伝承がある地点であるが、今回の酒井廣正氏に関する聞き取りから新たな事実が判明したため、合わせて検討する。

問題とする点は、窯道具におされた「幸」「丸に幸」の刻印である。窯道具であるため、焼成中の灰かぶりにより表面には厚く釉がかかり、刻印を確認できるものは少量であるが、堀新遺跡、津田遺跡灰原、貝塚寺内町遺跡いずれもこの2種に限られる。

遺物整理段階では、刻印が2種しかなく、「幸」の字が共通しているため、窯道具は市販の流通品を使用している可能性を考えた。すなわち、「幸」は窯道具メーカーの商標と考えていた。しかし、これを証明する資料等ではなく、推定の域を出ないものであったため、報告段階では記述を控えた¹³⁾。

先に述べたとおり、今回の酒井家の聞き取りにより解決した。和泉音羽焼の創業者は音羽屋幸助氏であることが判明し、刻印の「幸」と「幸助」の幸とが共通している。したがって、創業者自らの名を刻印したものである。

次の問題は、和泉音羽焼と願泉寺御庭焼の関係である。願泉寺御庭焼は願泉寺卜半了諦の依頼により、紀州偕楽園焼を終え帰途にあった仁阿弥道八、尾形周平らによって焼かれたものとされ、文政11年（1828）のことと伝える。その後、萬延文久年間（1860～1864）に再度御庭焼ありと伝えるものである¹⁴⁾。市内旧家に伝世品は所蔵されるものの、具体的な内容は明確ではない。現在、願泉寺文書の中にもこれらの同時代文献は発見されていない。しかし、年代不明の「陶器書敷地指図」が存在し¹⁵⁾、御庭焼に関する施設であるかは不明だが、寺内に陶器に関わる施設が存在したことは事実と見られる。

これまで伝承と指図を基礎として、先の寺内町地点が願泉寺御庭焼陶器所に関わる地点とされていた。しかし、先に述べたとおり、出土する製品、窯道具、刻印からすると、この地点は和泉音羽焼に関わった地点であることが明らかである。御庭焼の伝承と指図比定が正しい場合、和泉音羽焼と願泉寺御庭焼は同一のものとなる。

京都では、既存の窯と御庭焼は密接な関係があり、既存の窯において依頼主からの特注品を御庭焼として生産することである¹⁶⁾。そうすると、和泉音羽焼と願泉寺御庭焼の関係は理解が容易となる。すなわち、願泉寺の依頼により、和泉音羽焼がその技術を使い寺内にて特注品を生産したため御庭焼推定地から和泉音羽焼関係の遺物が出土するということである。文政11年のものは和泉音羽焼自体が存在しないため可能性はないが、萬延文久年間とされるものは和泉音羽焼が存在したと考えられる年代と合致し可能性は高い。

推定の上に推定を重ねるものであり、今後発注主の願泉寺における文書発見に期待したい。

5. 和泉音羽焼と深日焼

和泉音羽焼にかかわるものとして深日焼がある¹⁷⁾。深日焼は泉州郡岬町深日に所在し、和泉音羽焼窯にて修行した浜野半兵衛が、天保6年（1835）に開窯したのが始まりとされる。その後、小畠窯、奥出窯、中村窯等が開窯し、明治期には10戸ほどの窯元があった。奥出家が提出した営業許可申請書（明治29年）が残っている。また、昭和期の小畠窯の様子が報告されている。

灰原採取資料による製品の報告がなされているが¹⁸⁾、今回は製品の比較は置くとして、創業について述べる

深日焼が創業された天保6年は、和泉音羽焼創業者音羽屋幸助が8歳の時である。すなわち、和泉音羽焼は存在せず、浜野半兵衛が和泉音羽焼にて修行することは不可能である。したがって、今回判明した事実から、深日焼は和泉音羽焼とは関係しないことが明らかとなった。さらに、浜野半兵衛、天保6年についての同時代文献は存在せず¹⁹⁾、深日焼創業についての伝承は推定の域を出ないと云えよう。

深日焼の創業が天保まで遡らないとしても、本来の創業について深日焼が後に和泉音羽焼と関わったことを否定することはできないので、この点は今後の課題である。

6. 近世後期の在地陶器についての問題点

伊賀・信楽焼系陶器、京焼系陶器、関西系陶器等と呼ばれる在地産陶器は、18世紀以降に出現し、幕末から明治初頭にかけて全国各地に流行する。貝塚寺内の発掘調査では、19世紀代の遺構、遺物包含層から出土する遺物の内、肥前系・瀬戸系染付碗以外はほとんどこれらが占め、その流行はすさまじい感がある。

それではこれら陶器を焼いた窯はどれほど存在するのか。技術的系譜の元とされている京都、三重、滋賀を除いて、近畿地方西部1府3県でみると。

管見に触れるものでは16ヶ所を数える。（表7）²⁰⁾ 考古学では近年までほとんど注目されが無く、陶芸史においても同様であった。そのため製品等が散布、採取されていても紹介されていない例があると推定できるが、これらのほとんどが窯体等が不明であり、具体的な内容が不明のものであり、これら全てが直接窯業に関わるものとの確証は得られていない。したがって、今後研究の進展によりこの表では、窯場総数は減少することが推定できる。そのため現状が最大公約数を示していると考えられる。

先の表作成に使用した「日本やきもの集成」から、先の1府3県にて近世窯場を抽出すると72ヶ所を数える。その大部分が茶陶、磁器生産を中心としたものであり、日用雑器生産に関わった窯場は22.2%を占めるに過ぎない。更に、日用雑器専用窯となると皆無に等しい。したがって、廃棄された遺物に占めるほど生産に関わった窯自体は多くなく、消費と生産の状況には大きなギャップが存在しているのである。

ギャップの原因としては、定型化した器形による大量生産、陶器問屋と窯場との関係²¹⁾、地域ニーズ、流通体制等考えられるが、これらについては文献等による具体的な数値、内容がなけれ

ば考古学的な手法では確定は難しい。また、経済的要因が大きなウエイトを占める場合、作陶開始の経緯、技術的な系譜問題の解決については更に困難が存在すると言えよう。

おわりに

和泉音羽焼は19世紀に作陶が開始され、親子2代渡って続けられた。具体的な作陶の状況は明らかではないが、名称、時代が確定できたことは大きな前進である。最後に、今回発見した刻印について述べまとめて替える。

和泉音羽焼は南川氏の灰原発見による再認識と貝塚寺内町遺跡の発掘調査の進展から、多量に出土することが認識されるようになった。しかし、「和泉音羽焼」刻印の発見は今回が初である。全出土量に対する刻印の存在は非常に少ないといえる。これは何を意味するのか。

窯名を著名にする場合、全てに及ぶほど刻印を入れることが想定できる。しかし、これまで刻印は確認できず、窯名を前面に押し出している意図は認められない。今回の発見があったといえ1点のみであり、存在率からすると著名にする積極性が感じられないことに変わりない。昭和の例ではあるが、先の深日焼は「清水焼」として流通しており²²⁾、和泉音羽焼についても他産地製品として流通させるため、刻印がほとんど施されないということが想定できる。

だが、1点といえ刻印が存在する以上、和泉音羽焼として主張するための意味がそこには存在するはずである。これは現状では解決できないが、流通上における和泉音羽焼の役割、存在意義を考える上で重要であると考えられる。

今回は解決できた事実以上に課題が明確になった意義が大きい。和泉音羽焼も検証のための基礎資料が揃ったといえる。

(前川浩一)

追記

本考察を作成するにあたり、南川孝司氏、岸田修一氏、酒井スミ子氏、酒井順子氏、河原正彦先生、鈴木重治先生、角谷江津子氏、森村健一氏、上野裕子氏、鈴木良章氏、稻垣正宏氏、小川正純氏、稻原昭嘉氏、村田弘氏、橋本久和氏にご教示をいただいた。また、1993年11月20日「貝塚・音羽焼の諸問題」、1994年10月23日「近畿民具学会第3回研究大会」、1997年2月23日「大阪府下埋蔵文化財研究会（第35回）」の発表においては、関係者各位に多大なご教示をいただいた。ここに深く感謝の意を表します。

注

- 1 塩田力造1921『日本近世窯業史』大日本窯業協会
- 2 安田憲三1941「摂・河・泉・古陶磁窯集覽(2)」焼きもの趣味7-8 学芸書院
- 3 出口神曉1953「和泉の古陶器」和泉志第8号 和泉文化研究会
- 4 貝塚市1955『貝塚市史 第1巻 通史』
- 5 乾哲也1990「貝塚音羽焼灰原採取の陶磁器」摂河泉会報第10号
- 6 南川孝司、渋谷高秀、森村健一1991「貝塚市の音羽焼の表面採集遺物」『関西近世考古学研究I』 関西近世

考古学研究会

- 7 森村健一編1993『貝塚・音羽焼の諸問題』近世文化研究会他
- 8 上野裕子編1994『堀新遺跡発掘調査概要』貝塚市埋蔵文化財調査報告第33集 貝塚市教育委員会
- 9 貝塚市教育委員会1995『貝塚市遺跡群発掘調査概要17』貝塚市埋蔵文化財調査報告第35集 貝塚市教育委員会
- 10 個人蔵のものに「文化10年（1813）」の記年を持つ文書が存在し、その中の堀新町の記載に物産として陶器があり、信楽の人、享保年間（1801～1803）に始める、土は熊取谷和田村より取り寄せる、とあることを、南川孝司氏にご教示いただいた。現状では最も古い文献史料であるが、公表されていないこと、文献史学者による史料批判が行われていないこと等から、今回は資料として使用せず紹介するに留める。
- 11 前掲8
- 12 前川浩一編1994『貝塚市遺跡群発掘調査概要16』貝塚市埋蔵文化財調査報告第32集 貝塚市教育委員会
- 13 前掲12
- 14 安田憲三1945「周平略年譜〔尾形周平新研究の1〕」古美術研究第168号
- 15 南川孝司氏、近藤孝敏氏のご教示による。
- 16 河原正彦先生のご教示による。
- 17 竹内三郎1995「明治の岬町」『岬町の歴史』岬町・岬町教育委員会
- 18 服部美都里1994「泉州陶器生産の一視点－深日焼資料における所見－」『大阪府埋蔵文化財協会研究紀要2』（財）大阪府埋蔵文化財協会
- 19 小川正純氏のご教示による。
- 20 満岡忠成他編1981『日本やきもの集成 6 近畿I』 平凡社
満岡忠成他編1981『日本やきもの集成 7 近畿II』 平凡社
満岡忠成他編1981『日本やきもの集成 9 山陽』 平凡社
青木重雄1993『兵庫のやきもの』 神戸新聞総合出版センター
中村貞史1996「南紀高松焼窯跡について」『紀北考古学談話会会報No.17』
白神典之、増田達彦編1990『堺環壕都市遺跡立会調査概要報告II』堺市文化財調査概要報告第7冊 堀市教育委員会
前川浩一編1994『貝塚市遺跡群発掘調査概要16』貝塚市埋蔵文化財調査報告第32集 貝塚市教育委員会
上野裕子編1994『堀新遺跡発掘調査概要』貝塚市埋蔵文化財調査報告第33集 貝塚市教育委員会
- 21 京都では問屋と窯元との密な関係が存在し、問屋の指示によって工人が作業することが基本であるとのことである。河原正彦先生のご教示による。
- 22 前掲17

兵庫県	香住焼	神崎郡香住町香住谷	19世紀前半
	丹波焼	多紀郡今田町立杭	12世紀後半～
	三田焼	三田市	
	舞子焼	神戸市垂水区	18世紀～19世紀
	明石焼	明石市	18世紀～19世紀
	野田焼	龍野市	19世紀
	那波仁清焼	相生市	19世紀？
大阪府	桜井里焼	三島郡島本町桜井	18世紀中頃～20世紀初頭
	古曾部焼	高槻市古曾部町	1791～1921
	湊焼	堺市東湊町、西湊町	18世紀後半～
	S K T 180	堺市	
	半田焼	堺市八田寺町他	16世紀後半～19世紀初頭
	和泉音羽焼	貝塚市堀	19世紀後半
	貝塚御庭焼	貝塚市近木之町	19世紀
	深日焼	泉南郡岬町深日	19世紀
和歌山県	高松焼	和歌山県宇須	1823～1830
奈良県	赤膚焼	奈良市赤膚町	18世紀中頃～

表7 陶器窯一覧